

資料（ ■ 経営会議 □ 調整会議 ）

開催日：平成 22 年 2 月 16 日（火）

担当課：総務部人財課・病院事務局病院総務課

件 名： 大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	
提出理由： 妊産婦診療従事手当を廃止し、分べん手当を増額したいため。	
内 容： 1 . 背 景 ・全国的に産婦人科医が不足する中、本院産婦人科においても退職等が相次ぎ、平成 20 年 11 月から分娩予約の受付を一時休止せざるを得なかった。 ・このような状況下、産婦人科医を確保する対策として、当分の間、産婦人科特有のリスクを評価した給与とするため、平成 21 年第 1 回定例会において「大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例」（以下「条例」という。）を改正し、妊産婦診療従事手当を新設した。 ・これにより平成 21 年 4 月に医師 1 名を確保し、分娩予約を再開できることとなった。 ・加えて、安定的な人員体制を確保するため、大学医局と度重なる交渉を持ち続けた結果、平成 22 年 4 月から、大学医局による産婦人科医の安定的な派遣が得られる見込みとなった。	2 . 妊産婦診療従事手当廃止と分べん手当の増額 ・妊産婦診療従事手当の支給は、条例において、「当分の間」としているが、これは産婦人科医が十分確保できるまでの緊急避難的措置であったことからこれを廃止する。 ・なお、現に勤務している職員への激変緩和措置として、妊産婦診療従事手当を平成 22 年 9 月まで半額支給する経過措置を設ける。 ・一方、産婦人科医師に支給している分べん手当については、同様な手当を支給している周辺公立病院の一般的事例を踏まえ、主として従事する者に 1 件 30,000 円、補助者には 1 件 15,000 円を支給することとする。
経 過 H 21.4 条例施行、産婦人科医常勤 1 名を採用、分娩予約の受付を再開 H 21.9 産婦人科常勤医 1 名退職 H 21.12 大学が次年度からの医師派遣を了承	今後の予定 H 22.3 市議会第 1 回定例会に議案上程 H 22.4 条例施行